

兵庫県
人と環境にやさしい農業推進計画
(2026～2030 年度)

2026年3月
兵庫県農林水産部

目 次

第1 趣 旨

- 1 背景 1
- 2 第2期計画の推進結果 1
- 3 環境創造型農業を取り巻く新たな動き 2
- 4 今後の課題 3
- 5 推進計画の位置付け 4
- 6 推進期間 4

第2 基本的な考え方

- 1 推進する意義と目的 4
- 2 定義 5
- 3 取組方針 6
- 4 成果指標 6

第3 推進施策

- 1 実践的な技術の開発・普及 6
- 2 経営として成り立つ有機農業の拡大 8
- 3 農産物の流通・販売対策 8
- 4 ターゲットに応じた手法による県民の理解醸成 9
- 5 推進体制 10

第4 その他の必要事項

- 1 推進状況の把握 10
- 2 計画の見直し 10

第 1 趣旨

1 背景

農業は環境との調和を基本とした産業であり、食料供給により県民の生命を支えるとともに、美しい景観や農村環境の形成、多様な生態系の保全、水源の涵養、大気の調節等の多面的機能を有します。

兵庫県は、「本県農業が、生産者の創意工夫により環境と共存し、人と環境の新しい関係性を創り出していくように」という思いから、環境負荷低減に配慮した生産方式を環境創造型農業と名付け、30 年を超えて取り組んでいます。

1992 年度に環境創造型農業推進方針を策定し、1993 年度には全国に先駆けて「兵庫県有機農産物認証制度」を、2001 年度には「ひょうご安心ブランド農産物認証制度」を創設しました。2002 年度からは但馬地域において、コウノトリ育む農法の確立・普及を図り、生物多様性の保全に貢献するモデル事例として全国的にも注目されてきました。

2009 年度には、兵庫県環境創造型農業推進計画（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、環境への負荷低減に配慮しながら安全・高品質な農産物の生産をめざすとともに、次世代へ豊かで良好な農村環境を引き継いでいくため、地球環境や生物多様性に配慮した環境創造型農業を本県農業の基本としました。あわせて「ひょうご農林水産ビジョン 2020」（2012 年 3 月策定）からは、施策の柱として位置づけを明確にしました。

さらに 2019 年度には第 2 期兵庫県環境創造型農業推進計画（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、一層の推進を図ってきました。

このたび、第 2 期計画の期間満了にあたり、計画期間における環境創造型農業及び有機農業の推進成果を踏まえ、また、近年の SDG s の取組拡大など情勢の変化に対応しながら、本県農業が引き続き環境と調和していくために、新たな方向性を加えた計画を策定します。

2 第 2 期計画の推進結果

第 2 期計画の 7 年間（2019～2025）においては、第 1 期計画から継続する化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術が県下に広く普及した他、第 2 期計画から新たに加えた有機質資材の投入による土づくり技術についても、地域で循環する堆肥や緑肥作物の利用によるブランド化の取組にも繋がるなどの成果が得られました。水稻では但馬地域のコウノトリ育む農法を筆頭に産地全体での取組も多く、野菜では農協などによる規模の大きい産地での取組の他、少量多品目の生産者も含め、全県下で新たな取組が見受けられました。

しかしその一方で、気候変動や新たな病虫害の発生などにより、環境創造型農業の実践を断念する生産者も見られ、実施面積は横ばいになっています。

表1 環境創造型農業実施面積達成率の推移

(単位:ha)

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
目 標	20,300	20,600	20,900	21,200	21,600	22,000	22,400	22,800
実 績	20,237	20,430	20,182	20,198	20,093	20,152	20,222	—
達成率(%)	99	99	96	95	93	91	90	—

注)ひょうご農林水産ビジョンに基づく年度毎の成果指標 (農業改良課調べ)

なお、有機農業の実施面積については、着実に増加した第1期計画期間（2009～2018）と比較してゆるやかな伸びとなりましたが、2023年度時点において、耕地面積に占める割合は全国平均（0.8%）の2倍（1.6%）の実績となっています。

表2 有機農業実施面積達成率の推移

(単位:ha)

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
目 標	1,000	1,070	1,140	1,210	1,280	1,350	1,420	1,500
実 績	993	1,024	1,030	1,060	1,081	1,187	1,156	—
達成率(%)	93	95	90	87	84	87	81	—

注)ひょうご農林水産ビジョンに基づく年度毎の成果指標 (農業改良課調べ)

3 環境創造型農業を取り巻く新たな動き

(1) みどりの食料システム戦略との関連

国は2021年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、戦略を推進するための各種施策を実施しています。本県での推進においては、地域ぐるみで有機農業産地化を目指すオーガニックビレッジへの取組が多く、全国の都道府県で最多（2025年12月現在）の10市町が取り組んでいます。

一方、環境負荷低減に取り組む生産者の事業計画作成（みどり認定）やJ-クレジット制度の活用も推奨されていますが、他県に比べて事例が少ないのが現状です。

(2) スマート農業技術等の推進

生産現場では、省力・効率化に繋がるドローンやリモコン式草刈り機、自動操舵システムなどのスマート農業技術、県開発の高温耐性・耐病性新品種などの導入が進んでいます。

また、20年の歴史となった但馬地域のコウノトリ育む農法が、近年の高温や病害虫発生等に対応できるよう技術革新に取り組むなど、各地の生産現場においても技術転換の努力が進んでいます。

(3) 新たな施策に向けた検討会の開催

県は、2023～2025年度の3年間にわたり、有機農業を含む環境創造型農業及び地球温暖化の防止等に貢献する取組など、人と環境にやさしい農業をテーマに有識者による検討会を開催しました。

2023年度は「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会」を開催し、脱炭

素等の取組推進や、担い手育成のために有機農業を実践しながら学ぶ体制構築等について提言がありました。

流通販売対策・県民の理解促進について継続検討となった2024年度は「有機農産物等の流通・販売に関する検討会」を開催し、出荷コスト・労力を削減する流通モデル・需給調整の仕組みの構築や、県民理解促進のために食農教育の充実について提言がありました。

2025年度は「人と環境にやさしい農業・農村振興検討会」を開催し、第2期計画終了後の方向性を検討しました。その結果、近年のSDGsの取組拡大やみどりの食料システム戦略推進など、農業をとりまく情勢の変化を踏まえ、有機農業、環境創造型農業から幅を広げた、地球温暖化防止に資する取組等の必要性を認識しました。さらに新たな取組の方向性として、人と環境にやさしい農業を定義づけするとともに、その取組について県民全体が理念を共有して中長期的に下支えするため、人と環境にやさしい農業・農村振興条例を制定することとしました。

ト
ピ
ッ
ク
ス

環境創造型農業サミットの開催

2025年6月7日、生物多様性に配慮した環境にやさしい農業に取り組んでいる豊岡市、新潟県、佐渡市と連携した環境創造型農業サミットを豊岡市で開催しました。

352名の一般参加者のもと、農業活動の中でコウノトリを見守ってきた豊岡市、トキを見守ってきた佐渡市の生産者等による事例紹介、両市の小学生による環境学習発表の後、市民や研究者を交えたトークディスカッションにて深く掘り下げた意見交換が実施されました。最後に4自治体の首長による共同宣言を行い、先導的な取組の価値や効果を発信することができました。

コウノトリがすぐそばで暮らす現地ビオトープで行った生き物調査では、学生から大人まで幅広い世代が、豊岡の地域に育まれた生き物と、その生き物が住む環境に実際に触れ、環境負荷低減に取り組む価値を実感しました。



4 今後の課題

(1) 実践的な技術の開発・普及

気温上昇などの気候変動、新たに問題となった病虫害の発生などは農業全体に影響を及ぼしますが、とりわけ環境創造型農業においては慣行農業と比べて収量などへの影響が大きいと、病虫害防除技術の改善や、生産者が広い面積で環境創造型農業に効率よく取り組むことができるような、省力的かつ生産性の向上に資する新しい技術・品種の導入による対策が必要です。

(2) 経営として成り立つ有機農業の拡大

県下各地で有機農業の産地化の動きが進む中、担い手育成をさらに進めるにあたり、経営として成り立つ有機農業の拡大が必要です。

（３）農産物の流通・販売対策

流通コストや物価全般の上昇もあり、効率的な流通体制の確立がより一層重要になっています。また、食生活の変化により、需要が増加している加工食品への対応も必要です。

（４）人と環境にやさしい農業への理解醸成

温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減活動を加えた人と環境にやさしい農業を新たに推進するためには、積極的な広報による情報発信及び食農教育等による県民全体の理解醸成が必要です。

５ 推進計画の位置付け

本計画は、「ひょうご農林水産ビジョン 2035」における人と環境にやさしい農業の取組拡大を具体的に推進する実行計画とします。

また、「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき策定する「都道府県の推進計画」と位置づけます。

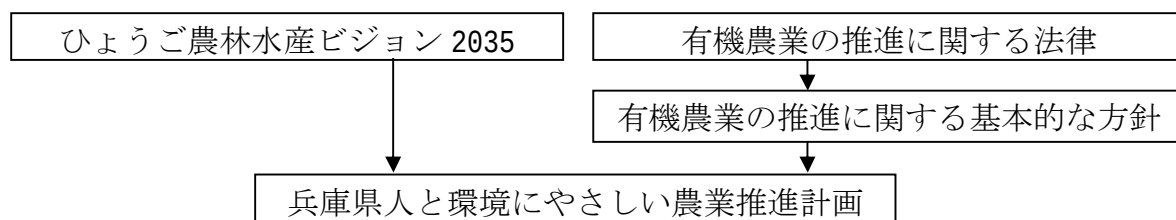


図 1 兵庫県人と環境にやさしい農業推進計画の位置付け

６ 推進期間

本計画の期間は、2026 年度から 2030 年度までとします。

第 2 基本的な考え方

1 推進する意義と目的

長年推進してきた環境創造型農業が、生産現場における努力により継続して取り組まれてきており、環境負荷低減への理解が浸透し、取組が定着している現状を築いていることは、本県農業の財産です。

本県農業の基本である環境創造型農業を引き続き推進する一方、温室効果ガスの排出削減などの新たな環境負荷低減活動もあわせて推進する必要があります。双方の取組を一体的に推進することにより、県下で行われる全ての農業において環境負荷低減に資する生産方式の普及拡大が期待できます。そして、「兵庫県といえは人と環境にやさしい農業を実施している」というイメージを確立することが、農産物の価格形成や需要拡大に寄与するとともに、生産者、加工・流通・販売事業者、消費者等の関係者が人と環境にやさしい農業への理解を深め、推進の意識を共有することで取組を県全体で推し進められる、一体感のある姿を目指します。

2 定義

(1) 有機農業

化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式が有機農業と定義されています(有機農業推進法第2条)。

(2) 環境創造型農業

有機質資材の投入による「土づくり技術」を基本に、化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない「化学肥料低減技術」と「化学合成農薬低減技術」を加えた3技術を同時に導入する持続的な農業生産方式を環境創造型農業と定義します。

なお、この生産方式により化学肥料の窒素成分や化学合成農薬の使用量は慣行レベルの3割以上の削減が期待できます。

【環境創造型農業を構成する技術】

- 1 有機質資材投入技術（土づくり技術）：たい肥等有機質資材施用、緑肥作物利用
- 2 化学肥料低減技術：局所施用、肥効調節型肥料施用、有機質肥料施用
- 3 化学合成農薬低減技術：温湯種子消毒、機械除草、除草用動物利用、生物農薬利用、対抗植物利用、抵抗性品種栽培・台木利用、天然物質由来農薬利用、土壌還元消毒、熱利用土壌消毒、光利用、被覆栽培、フェロモン剤利用、マルチ栽培、中干延期、冬期湛水

(3) 人と環境にやさしい農業

(1)(2)を含め、従来の生産方式よりも環境への負荷の低減に資する生産方式により行われる農業を人と環境にやさしい農業として新たに定義します。

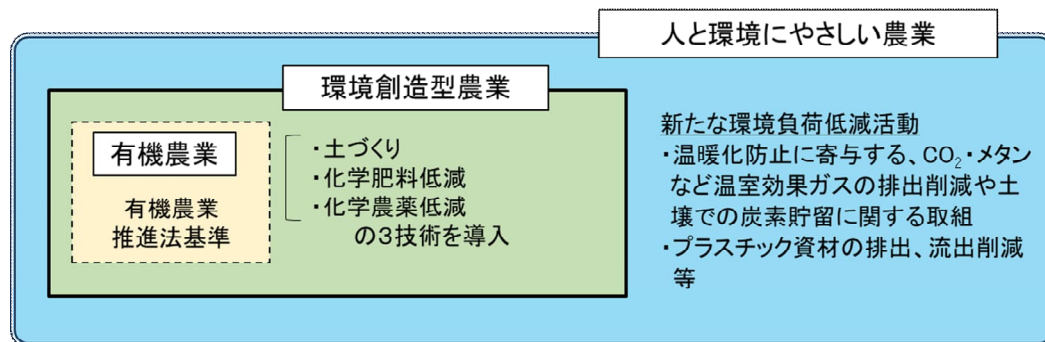


図2 有機農業、環境創造型農業、人と環境にやさしい農業相関図

【人と環境にやさしい農業のうち、新たな環境負荷低減活動に該当するもの】

(以下「新たな環境負荷低減活動」という。)

- 1 温室効果ガスの排出量の削減に資する活動：メタン発生を削減する水田における中干延長・秋耕、バイオ炭施用による土壌へのCO₂貯留、施設園芸における燃油使用量削減、農業機械の省エネルギー化
- 2 プラスチック資材の排流出抑制：マルチ等廃プラスチックの排出抑制、プラスチック被膜肥料の被覆殻の流出を抑制する取組
- 3 その他環境負荷低減に資する活動：バイオスティミュラント等新たな資材も含め、県関係機関で検討し、有効性が認められるその他活動

3 取組方針

環境創造型農業が県全体に浸透しており、それを起点に有機農業の取組機運も高くなっているこれまでの成果を本県農業の強みとして生かし、人と環境にやさしい農業が兵庫県全域で行われるよう、現状の進捗度合いや熟度を踏まえて取り組みます。

有機農業、環境創造型農業については、面積拡大が頭打ちになっている現状を打破できるよう、土づくり・化学肥料低減・化学合成農薬低減の3技術について気候変動等の課題に対応できるよう改善を図り、生産体制の立て直し及び取組拡大に向けてあらためて推進を図ります。

新たな環境負荷低減活動については、これまで環境創造型農業が築いてきた、農業が環境と調和して行われることへの県民からの理解を背景に、生産者に対して新たな技術としての検証、経営試算などの情報提供等、普及に向けた礎づくりから取り組みます。

4 成果指標

第2期計画から継続する有機農業及び環境創造型農業実施面積の他、新たな環境負荷低減活動の指標として、水稻栽培における温室効果ガス削減技術導入面積を加えて設定します。

表3 成果指標		(単位: ha)		
指 標 名	現状(2024)	中間(2030)	目標(2035)	
有機農業実施面積	1,156	1,600	2,000	
環境創造型農業実施面積	20,222	21,100	21,850	
水稻栽培における温室効果ガス削減技術導入面積	145	1,200	1,400	

注) ひょうご農林水産ビジョン2035成果指標に準ずる(農業改良課調べ)

第3 推進施策

1 実践的な技術の開発・普及

(1) 技術の研究・開発

化学肥料や化学合成農薬の効率的・効果的な使用に加え、農作業の省力化に資する技術、気候変動や新たに問題となった病虫害の発生に対応する新技術・新品種の導入などについて、技術の研究・開発を行う他、国研究機関や民間企業等が開発した技術の導入効果・費用対効果等を検証し、活用を進めます。

(2) 技術の組立・普及・定着

ア 研究・普及・行政の連携

本県で研究・開発した新技術・新品種の他、国研究機関や民間企業等が開発したスマート農業技術等の応用等、予防・予察に重点を置いた総合防除の観点も加えながら、研究・普及・行政が連携し、本県の多様な営農条件に適合した技術体系を組み立て、普及・定着を図ります。

水稻や野菜などにおいては実証ほ等を設置し、農業改良普及センターが中心となって市町や農協等と連携し、新たな農業生産技術のマニュアル化や栽培暦の見直し、研修会開催等による現場への普及を推進します。

また、新たな農業生産技術の定着に向けては、自然環境の保全を目的とした技術導入に係る掛かり増し経費への対応として、環境保全型農業直接支払交付金制度等、国の支援制度の活用を促進します。

さらに、有機 JAS 認証、国際水準 GAP 取得に必要な技術・情報について生産者に情報共有し、農産物の付加価値向上を図ります。

イ 指導者の確保・育成

人と環境にやさしい農業について、生産者等への適切な指導や助言を行う普及指導員等を確保・育成するため、各種支援施策に関する知識や地域特性に応じた実践技術を習得する研修の実施や技術の情報交換ができるネットワークの場づくりなど、普及指導員等の指導力の維持・向上に努めます。

ウ 土づくりの重要性の普及

堆肥や緑肥作物等の有機質資材投入による土づくりは、土壌の生産力を維持向上する効果があるため、その重要性を引き続き啓発します。あわせて、耕畜連携などで家畜ふん尿等の地域資源を地域内循環させることについても、輸送費や肥料コストを低減できる他、持続可能な社会の実現に寄与する一端を担うことができるものとして推進します。

また、その農地が持つ地力に応じた適正量での効果的な施肥につながるよう、土壌診断結果の活用を啓発するとともに、耕土層の物理性等の改善に向けた土壌改良資材についても、効果的な活用を進めます。

エ 新たな取組の実施

新たな環境負荷低減活動では、水稻栽培における中干延長や園芸作物のハウス栽培でのヒートポンプ導入等において、J-クレジットや環境負荷低減の見える化など、生産者の所得向上に資する制度の活用についてモデル試算等により検証し、情報提供を進めます。

また、水田における脱メタン対策（中干延長、秋耕）や土壌への炭素貯留（バイオ炭施用）、廃プラスチック対策などにおいて、実証による技術の確立・普及を目指します。

2 経営として成り立つ有機農業の拡大

(1) 有機農業の担い手育成対策

経営として成り立つ有機農業を担う人材を育成するため、2026 年 4 月に県立農業大学校に有機農業課程「有機農業アカデミー」を開講します。個別には場（ビニールハウス、露地）を管理する栽培実習の他、在学中から県内先進有機農家※と連携した講義や派遣実習なども織り交ぜ、実践的な栽培技術の習得とあわせて、アカデミー卒業後の円滑な就農を支援し、確実な担い手育成につなげます。

また、地域の先進有機農家を新規就農希望者の研修受け入れを行う親方として、新たな担い手が地域にスムーズに溶け込んでいけるよう、連携を図ります。

※ 先進有機農家

県下各地で地域独自の気候や土壌に適した先進的な栽培技術を有し、かつ、有機農業での就農を目指す研修生の受け入れを行うなど指導力が高い有機農家

(2) 有機農業技術の開発・普及

新たな技術の研究・開発の推進及び国研究機関や民間企業等が開発した技術の積極的な活用を促進します。また、有機農業は多様な理論に基づくことから、経営的に成功した先進有機農家等の事例による情報収集により、栽培技術マニュアルの作成やモデル経営体の育成を進めます。

さらに、県下各地域において気候や土壌条件に適合した栽培品目、技術等の組立も含めて有機農業に関する技術を普及できるよう、普及指導員等の指導力の維持・向上を図ります。

(3) 多様な有機農業経営の取組拡大

有機農業の拡大のため、有機専業で取り組む生産者だけではなく、慣行農業との組み合わせ、また、農福連携、半農半 X などの農業以外の事業にも従事する生産者との連携も含め、経営として成り立つ有機農業を多様なかたちで推進します。

3 農産物の流通・販売対策

(1) 兵庫県認証食品取得等の促進

農産物等に対する消費者からの信頼を高めるため、環境創造型農業で生産された農産物の兵庫県認証食品（ひょうご推奨ブランド農産物、ひょうご安心ブランド農産物）の認証取得を促進します。また、生産者の経営方針や市場ニーズに応じて、有機 JAS 認証、国際水準 GAP 取得、「みえるらべる」による環境負荷低減の見える化など、様々な認証への取組を支援します。

(2) 生産者と加工・流通・販売事業者等の連携促進

農産物の加工・流通・販売等を行う事業者による、人と環境にやさしい農業に対する理解を醸成し、人と環境にやさしい農業に取り組む生産者と理念や考え方の共有を図ります。

また、商談会等の実施により、販路拡大に意欲的な生産者、実需者のマッチングを支援します。

(3) 有機農産物等の流通・販路拡大

出荷コストや労力の削減、販路拡大を図るため、有機農産物等の効率的な出荷・流通モデルの構築を進めます。

また、WEB 上のツール等を活用した生産者間の効率的な情報共有により、需給調整・出荷管理を省力的に行う仕組み導入などを推進します。

さらには、県内有機農業実践者を消費者が認知し、有機農産物等の購買までアクセスできる仕組みづくりを進めます。

4 ターゲットに応じた手法による県民の理解醸成

(1) 広報等による普及啓発

人と環境にやさしい農業を本県農業の基本とし、生産者から加工・流通・販売事業者、消費者までの県民全てが支えていく体制を目指します。理解醸成を強力に推進するため、人と環境にやさしい農業の取組全体を県民に啓発するブランディング、イメージ戦略の策定により、普及啓発を図ります。

また、兵庫県認証食品のロゴマークや有機JASマークなど農産物等に貼付する表示について、消費者がその主旨を正しく理解した上で購買につながるよう、適切な情報提供とあわせた広報活動を行います。

あわせて、人と環境にやさしい農業全体の広報については、県民全体の共通理解の一助となるシンボルマーク等を作成し、人と環境にやさしい農業を生産者が強みとして活用できるような情報発信を目指します。

(2) 生産者と消費者との相互理解醸成

ア 学校給食等を通じた食農教育の推進

生産者による児童・生徒、就学前の子どもに対しての食農教育活動や、栄養教諭等学校給食関係者との連携を進め、学校給食等における人と環境にやさしい農業により生産された農産物の利用を促進します。

そして、学校給食等や、保護者等も対象とした食農教育により、本県農産物の価値への理解を深め、消費者による「買い支え」の意識を醸成します。

イ 生産者と消費者の交流による理解醸成

CSA やオープンファーム*などの手法により、生産現場での農業体験や援農活動を通じて、人と環境にやさしい農業それぞれの特性や魅力、手間等を共有することで、農業への理解を深めた消費者と生産者との間に人と環境にやさしい農業をともに推進する強固なつながりを構築します。

※ オープンファーム

持続可能な農業実現のために、生産者が人を地域に呼び込み、農業体験等を提供することに加えて、自ら営む農業の内容やそれに対する思い、経験等を訪れた消費者に直接伝えることで、消費者に対して農業への理解を深めてもらう取組

5 推進体制

(1) 条例に基づく施策の実施

人と環境にやさしい農業を中長期的に下支えする「人と環境にやさしい農業・農村振興条例」に基づき、様々な施策を関係部局と連携して展開します。

(2) 計画の推進体制

人と環境にやさしい農業の県下全体の進捗状況について、定期的に把握して課題を整理し、PDCAにより計画を推進します。全体の推進にあたっては、県に加え、市町等行政、生産者、農協、加工・流通・販売事業者、消費者、その他適切な専門機関との連携を強化して行います。

機関	推進のための実施内容
県	農林水産部による人と環境にやさしい農業を振興するための総合的な施策の策定・実施、その他関係部局による人と環境にやさしい農業の振興に必要な連携（環境部：環境関連、教育委員会：学校給食等関連、福祉部：農福連携等関連）
市町等行政	地域の特性に応じた人と環境にやさしい農業を振興するための施策実施、地域に関する情報提供等
生産者、農協	農業生産活動における環境負荷低減に資する生産方式の導入、現場課題に関する情報提供、施策への助言等
加工・流通・販売事業者	事業活動における人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の積極的な活用や消費者への情報伝達、加工・流通等に関する情報提供、施策への助言等
消費者	人と環境にやさしい農業により生産された農産物等への理解、消費促進に関する施策への助言等
専門機関	専門的な内容についての情報提供、助言等

第4 その他の必要事項

1 推進状況の把握

人と環境にやさしい農業の取組や本計画に基づく進捗状況を確認するため、毎年度、市町及び生産者団体等、農林(水産)振興事務所や農業改良普及センターを通じて、推進状況を把握します。

2 計画の見直し

「ひょうご農林水産ビジョン2035」や国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」等を見直し、及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。